# 令和８年度 神奈川県相談支援従事者現任研修
# 募集案内（後期：３コース）（追加募集）

本研修は、相談支援専門員の資格更新研修になります。

募集期間の延長に伴う追加募集については、神奈川県所管域の受講対象者に加えて、次の条件を満たす者の応募も可能とします。

○ 横浜市・川崎市に事業所が所在し、令和８年度中に現任研修（更新研修）を受講しなければ、資格が失効する者。

《後期：３コース》

- 講義（映像配信）　12月11日（金）～　eラーニングシステムにより配信
  （期間内であれば分割視聴が可能）
- 講義及び演習　会場：厚木商工会議所
  日程：１月７日（木）、２月１８日（木）、３月１８日（木）
  ※期間中、２回のインターバル実習を行う。

※インターバル実習について
「講義及び演習」の期間内に、各地域の基幹相談支援センター等と調整し、実習を行っていただきます。詳細については、研修中のガイダンスでお知らせします。

※本研修のカリキュラム・申込方法などの詳細については、
以下の「令和８年度 神奈川県相談支援従事者現任研修 実施要領」を御確認ください。

## 令和８年度 神奈川県相談支援従事者現任研修 実施要領

### １　研修目的

障がい者等の相談支援に従事する者が、障がい者等の意向に基づく地域生活を実現できるよう支援するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育等のサービスの総合的な知識や援助技術を習得するとともに、困難事例に対する適切な支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより、相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。

### ２　実施主体

神奈川県　「特定非営利活動法人 かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク」を事務局として実施します。

### ３　日程・会場

後期（３コース）

- 講義（映像配信）令和８年12月11日（金）～（受講者は期間内であれば分割視聴が可能です）
- 講義及び演習 令和９年１月７日（木）、２月18日（木）、３月18日（木）　会場：厚木商工会議所

※　講義はオンラインによる映像配信となります。申込書に記載いただいたメールアドレスあてに URL を送付します。オンラインでの視聴が困難な方は、研修事務局まで御連絡ください。

※　横浜市・川崎市の受講生は、各市において課外実習（インターバル実習）を行っていただきます。

４　カリキュラム（別紙１参照）

※「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働省大臣が定めるもの」（平成 24 年 3 月 30 日厚生労働大臣告示第 227 号）の改正(R1.10)に伴い、令和２年度から、相談支援従事者研修（初任者研修・現任研修）は、新カリキュラムに基づき実施されています。

５　定員

後期（３コース）：96 名

６　受講対象者（受講資格）

次の（１）から（３）までのいずれかに該当する者

（１）相談支援従事者初任者研修又は現任研修を修了し、相談支援事業所等（指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所をいう）又は地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業若しくは基幹相談支援センターにおいて、相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者※

（２）相談支援に従事する市町村職員

（３）その他県が必要と認める者

※初回の現任研修受講　　：過去５年間に２年以上の相談支援の実務経験があること
　２回目以降の現任研修受講：過去５年間に２年以上の相談支援の実務経験があること、又は、現に相談支援業務に従事していること

相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修を修了した年度の翌年度を初年度として、５年以内に初回の現任研修を修了する必要があり、以後５年毎の各区切りの中で、１回以上受講することが必要です。（後述の「相談支援専門員の資格の更新」参照）
**平成 23 年度、平成 28 年度及び令和３年度初任者研修修了者は、今年度中に現任研修または主任相談支援専門員養成研修を受講できない場合には、相談支援専門員の資格を失効します。**
申込者が定員を超過した場合には、本年度に相談支援専門員の資格を失効する者を優先して選考します。

＜留意事項＞

ア　講義（映像配信）の視聴に加え、３日間の「講義及び演習」の全日程を受講可能なこと、事前課題を提出期日までに提出すること、加えてインターバル実習（課外実習）を実施できる方を受講対象とします。
（インターバル実習の詳細については、研修２日目以降のガイダンスでお知らせします。）
なお、事前課題を提出できない方、インターバル実習を行えない方は、修了できません。

イ　横浜市・川崎市の所管区域に所在する事業所等については、本研修の対象となりませんので御注意ください。

ウ　講義の映像配信に伴い、レポートを提出いただくことを予定しています。具体的な提出の方法等については、受講決定後にお知らせします。

エ　本研修は、令和７年３月に改訂された「神奈川県相談支援従事者人材育成ビジョン」に基づいた人材を育成するための研修として位置付けています。
受講の際には、本ビジョンを御一読の上、御受講くださいますようお願いします。

https://www.pref.kanagawa.jp/documents/22575/vision.pdf

## ７　受講申込み

下記申し込みフォーム（URL）から、受講申し込みページ（特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークホームページ）にお進みいただき、**令和８年11月30日（月）17時**までにお申し込みください。

**【申し込みフォーム URL】**
https://www.kcn.or.jp/event/

また、特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークのトップページからも申し込むことができます。

**（特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークトップページ）**

→　https://www.kcn.or.jp/

→　**研修・イベント情報**

→　**令和８年度神奈川県相談支援従事者現任研修　受講申し込み**

なお、ウェブでの申し込みが困難な方につきましては、研修事務局に御相談ください。

**《締切厳守》期限後のお申込みはいかなる理由があろうとも受付しません。ご注意ください。**

## ８　受講者の決定

○　受講希望者が定員を上回った場合、選考により受講者を決定します（先着順ではありません）。

○　受講決定については、特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークから 12 月４日頃までに書面にてお知らせします。受講決定通知が届かない場合、お手数ですが研修事務局まで御連絡ください。（テキスト等は事前に事務局から郵送します）

○　この研修はインターバル実習が必須です。地域における実習を円滑に行うため、受講決定者の従事する事業所が所在する市町村及び基幹相談支援センター等の拠点機関に、**受講決定者の情報（受講決定者氏名、所属法人名・事業所名及び事業所電話番号並びに登録メールアドレス）を提供します**ので、予め御了承ください。

○　その他、御不明な点がありましたら、研修事務局にお問い合わせください。

## ９　修了証書、修了者名簿の管理

○　研修カリキュラムの全てを修了した者に修了証書を授与します。

○　修了証書に記載を希望する氏名にてお申し込みください。

○　県は研修修了者名簿（修了証書番号、氏名、生年月日、所属等）を管理します。事業所所在地の市町村に研修修了者の情報を提供することがあります。

○　動画配信を視聴していただくに当たり、日本相談支援専門員協会のｅラーニングシステムを使用します。使用に当たり、日本相談支援専門員協会に受講者情報を提供することがありますので、あらかじめ御承知おきください。

## 10　受講料（教材費等）

５，５００円（支払方法等の詳細は、受講決定通知とともに御案内します。）

※　会場までの交通費その他についても、受講者負担とします。

※　振り込まれた教材費等は、いかなる理由があっても返金しません。

## 11　その他

○　遅刻及び早退は、欠席とみなします。修了証書を交付できませんので、御注意ください。
通勤時間帯による混雑や天候等を考慮の上、余裕を持って御来場ください。

○　受講態度が著しく悪く、繰り返し注意された方には修了証書を交付できない場合がありますので、御注意ください。

○　受講に当たり、障がい等を理由に配慮を必要とする方は、受講申込フォームの所定欄に記載してください。（合理的配慮の提供）
なお、配慮を行うに当たり、直接状況をお聞きするため、所属法人等含め、御連絡することがあります。（研修事務局から御連絡します）

○　本研修の開講日に、自然災害（台風等）及び事故等が発生した場合は、開講しない場合があります。
なお、その場合は、原則として開講前日の 17 時頃、ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」にその旨を掲載いたしますので、御確認ください。

**【障害福祉情報サービスかながわ URL】**
https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/

## ≪参考≫　相談支援専門員の資格の更新

相談支援専門員としての配置には、相談支援従事者初任者研修を修了することが必要です。また、その後も、修了年度の翌年度から数えて５年目の年度末までに現任研修を修了する必要があり、以降、５年間に１回以上現任研修を受講し、修了することが必要となります。（５年度毎に更新）

＜令和３年度の初任者研修修了者の場合＞

| 令和３年度 | 令和４年度 | ～ | 令和８年度 | 令和９年度 | ～ | 令和13年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 初任者研修 | １年目 | ～ | ５年目 | ６年目 | ～ | 10年目 |

令和９年度以降も相談支援専門員に配置するには、令和４～８年度の間に現任研修を１回以上修了する必要がある。

令和 14 年度以降も相談支援専門員に配置するには、令和９～13 年度の間に現任研修を 1 回以上修了する必要がある。

初任者研修修了後から令和８年度末までは、現任研修を修了しなくても相談支援専門員として配置可能

令和４～８年度の間に現任研修を修了していないと、令和９年度以降、相談支援専門員として配置することができない。

**≪注意事項≫**

○**平成 23 年度、平成 28 年度及び令和３年度の初任者研修修了者**で**令和４年度以降に現任研修を修了していない方**については、令和８年度中に現任研修を修了しなければ、令和９年度以降に相談支援専門員の**資格が失効**します。

○失効した場合は、相談支援専門員の資格要件を満たすために**改めて初任者研修（全日程）を受講**する必要があります。

**【問合せ先】**

本研修の申込み、研修内容等に関する問合せ先

≪研修事務局≫
〒２４３－００１８
厚木市中町４－９－１７　原田センタービル６階
特定非営利活動法人
かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク事務局
電話（０４６）２０６－７２６５

資格要件及び研修制度等に関する問合せ先

〒２３１－８５８８　横浜市中区日本大通１
神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課企画グループ
電話　（０４５）２８５－０５２８
ﾌｧｸｼﾐﾘ　（０４５）２０１－２０５１

**【研修会場のご案内】**

後期（3コース）の「講義及び演習」の会場は、**「厚木商工会議所」**です。

２日目：令和９年１月７日（木）

３日目：令和９年２月18日（木）

４日目：令和９年３月18日（木）

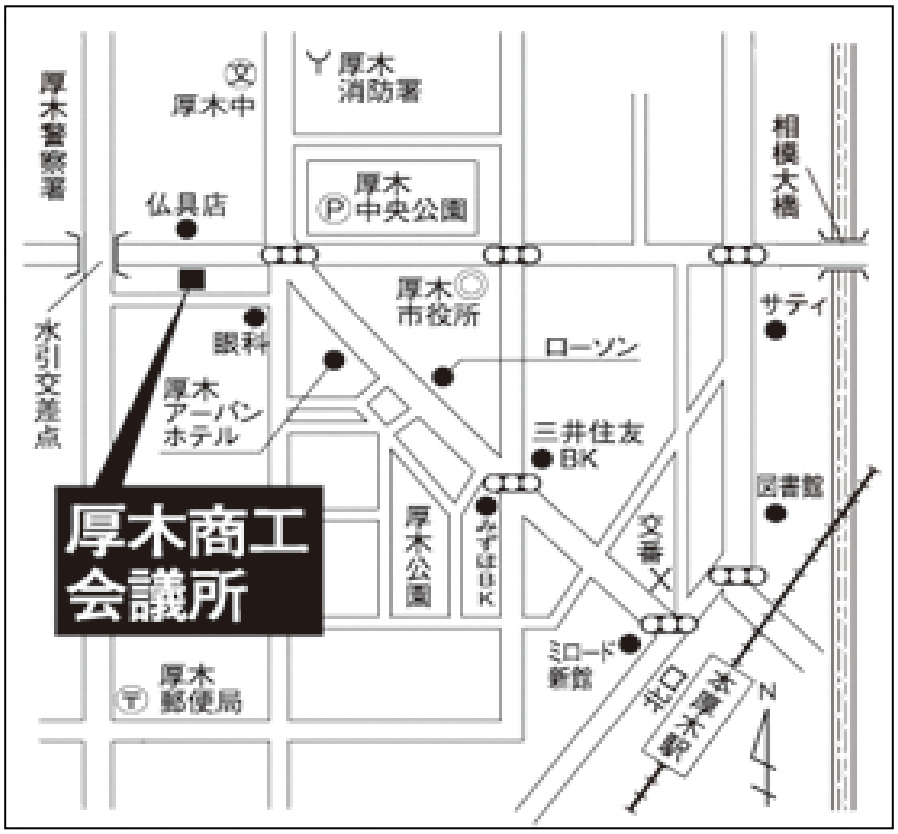
厚木商工会議所

住所 ： 厚木市栄町1-16-15

交通 ： 小田急線「本厚木」駅　北口改札から徒歩10分

・バリアフリートイレあり。

・飲食可能（ゴミはお持ち帰りいただきます）



＜別紙１＞

# 令和8年度 神奈川県相談支援従事者現任研修カリキュラム

| | 日程及び場所 | 時　　間 | 科　　目 |
|---|---|---|---|
| 1日目 | 【映像配信】<br>（後期：3コース）<br>12月11日より配信 | 詳細及び視聴方法は受講決定通知に掲載します。 | 【講義1】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法等の現状 |
| | | | 【講義2】個別相談支援 |
| | | | 【講義3】多職種連携チームアプローチ |
| | | | 【講義4】地域を基盤としたソーシャルワーク |
| | | | 【講義5】事例研究及びスーパービジョンによる人材育成の理論と方法 |

※eラ-ニング視聴後の課題及び演習初日までに取り組む事前課題があります（詳細は受講決定通知にてお知らせします。）。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 2日目 | 【講義及び演習】<br>（後期：3コース）<br>令和9年1月7日（木）<br>厚木商工会議所 | 10：00～10：20 | ガイダンス |
| | | 10：20～11：20 | 【導入講義】個別相談支援とケアマネジメント |
| | | 11：30～16：30 | 【演習①】事例報告・検討（演習） |
| | | 16：30～17：15 | 【演習②】インターバル（実地研修）の課題と整理・セルフチェック |
| | | 17：15～17：30 | インターバル・事前課題の説明 |

【インターバル実習①】
演習で確認された支援課題について支援を実施します（２日目と3日目の間に、基幹相談支援センター等で実施）。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 3日目 | 【講義及び演習】<br>（後期：3コース）<br>令和9年2月18日（木）<br>厚木商工会議所 | 10：00～10：20 | ガイダンス |
| | | 10：20～11：20 | 【導入講義】多職種連携（チームアプローチ） |
| | | 11：30～16：30 | 【演習①】事例報告・検討（演習）／代表事例の選出 |
| | | 16：30～17：15 | 【演習②】インターバル（実地研修）の課題と整理・セルフチェック |
| | | 17：15～17：30 | 一日のまとめ |

【インターバル実習②】
自立支援協議会の体制等を学ぶため、協議会（専門部会含む。）に参加します（３日目と4日目の間に、基幹相談支援センター等で実施）。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 4日目 | 【講義及び演習】<br>（後期：3コース）<br>令和9年3月18日（木）<br>厚木商工会議所 | 10：00～10：15 | ガイダンス |
| | | 10：15～11：15 | 【導入講義】GSVの目的と方法 |
| | | 11：30～12：30 | 【演習①】模擬GSV |
| | | 13：30～14：45 | 【演習②】地域づくりの必要性（インフォーマルサービスの活用）　GSV体験 |
| | | 15：00～16：00 | 【導入講義】個別支援から地域支援の展開（コミュニティーワーク） |
| | | 16：00～17：20 | 【演習③】地域支援の展開 |
| | | 17:20～17：30 | まとめ・修了証書授与 |

※インターバル実習期間中は、２日目と3日目に提示する課題（報告書）を作成していただきます。課題の提出ができない方は、受講が認められない場合もありますので御注意ください。

※内容・時間等は、変更する場合があります。休憩等の詳細は、当日のカリキュラムにて御案内します。2日目及び3日目の昼休みは1時間程度お取りします。